

# 年金の課税関係

～公的年金・遺族年金・個人年金～



# 公的年金等の課税関係

## ■ 課税方法

$$\text{所得金額（雑所得）} = \text{年金の収入金額} - \text{公的年金等控除額}$$

## ■ 雑所得の金額の計算方法

$$\text{雑所得} = (a) \times (b) - (C)$$

年金を受け取る人の年齢	(a)公的年金等の収入金額の合計額	(b)割合	(c)控除額
65歳未満	(公的年金等の収入金額の合計額が700,000円までの場合は所得金額はゼロとなります。)		
	700,001円から1,299,999円まで	100%	700,000円
	1,300,000円から4,099,999円まで	75%	375,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円
65歳以上	(公的年金等の収入金額の合計額が1,200,000円までの場合は、所得金額はゼロとなります。)		
	1,200,001円から3,299,999円まで	100%	1,200,000円
	3,300,000円から4,099,999円まで	75%	375,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円



# 公的年金との課税関係

## ■ 雑所得となる主な公的年金等

- (1)国民年金法、厚生年金保険法、共済組合法（公務員等）などの規定による年金
- (2)過去の勤務により会社などから支払われる年金
- (3)外国の法令に基づく保険又は共済に関する制度で(1)に掲げる法律の規定による社会保険又は共済制度に類するもの



## ■ 源泉徴収

原則：（収入金額 - 控除額）× 5.105%（所得税+復興特別所得税）= 源泉徴収額

## ■ 申告手続（確定申告で税額を精算しましょう）

- (1)公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと残額がある方

公的年金等に係る雑所得を有する居住者で、収入金額が400万円以下かつ雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は申告不要（確定申告不要制度）

# 遺族の方に支給される公的年金等

## ■ 厚生年金や国民年金などの遺族年金

- ・ 遺族年金：厚生年金や国民年金の被保険者が亡くなった場合に遺族に支給
- ・ 遺族恩給：恩給を受けていた人が亡くなった場合に遺族に支給
- ・ 受給権者の遺族で一定の要件に該当する人が未支給年金の請求をすることができる
- ・ 以下の法律に基づいて支給される遺族年金（恩給）は**所得税も相続税も非課税**！

国民年金法、厚生年金保険法、恩給法、旧船員保険法、国家公務員共済組合法、  
地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、旧農林漁業団体職員共済組合法

- ・ 未支給年金は遺族の**一時所得に該当**する（遺族の固有の権利に基づくものだから）

恩給制度：旧軍人等が公務のために死亡した場合、公務による傷病のために退職した場合、相当年限忠実に勤務して退職した場合において、国家に身体、生命を捧げて尽くすべき関係にあった、これらの者及びその遺族の生活の支えとして給付される国家補償を基本とする年金制度。現在、「共済制度移行前の退職文官等」及び「旧軍人」並びに「その遺族」が対象となっている。（約38万人。うち98%が旧軍人関係） 現職者に恩給の対象者は存在しない。



# 遺族の方に支給される公的年金等

## ■ 確定給付企業年金法などに基づく遺族年金

・以下の年金は相続税では課税対象だが、毎年受け取る年金の所得税は非課税！

- (1) 確定給付企業年金法第3条第1項に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づいて支給される年金
- (2) 所得税法施行令第73条第1項に規定する特定退職金共済団体が行う退職金共済に関する制度に基づいて支給される年金
- (3) 法人税法附則第20条第3項に規定する適格退職年金契約に基づいて支給を受ける退職年金



# 保険契約者（保険料の負担者）である 本人が支払いを受ける個人年金

△個人年金契約に基づき支払を受ける年金の課税関係は、保険料の負担者及び年金の受取人が誰であるかにより異なる！

- 保険料の負担者と年金の受取人が同一人の場合

(1) 公的年金等以外の雑所得として**所得税が課税**！

$$\text{雑所得} = \text{年金の額} - \text{払込み保険料（掛金の額）}$$

(2) 源泉徴収（所得税及び復興特別所得税）

$$\text{源泉徴収額} = (\text{年金の額} - \text{払込み保険料（掛金の額）}) \times 10.21\%$$

控除残額が25万円未満の場合には源泉徴収されない

- 保険料の負担者と年金の受取人が異なる場合

(1) 年金を受け取る権利の贈与として**給付事由発生時点で贈与税が課税**！

(2) 所得税は源泉徴収されない



ご清聴  
ありがとうございました

